

2018年12月5日

大阪市長 吉村 洋文

(一社) 大阪労働者福祉協議会
会 長 山崎 弦一
大阪市地域労働者福祉協議会
会 長 植田 豊

生活困窮者自立支援制度の拡充・強化等に関する要請書

日頃の大阪市政へのご尽力に、心から敬意を表します。

さて、貧困や社会的孤立が広がる中、誰もが排除されず、社会とのつながりの中で自立できる支え合いの社会や地域をつくっていくことが求められています。

こうした中で、本年6月に生活困窮者自立支援法が改正され、基本理念や都道府県の役割が明確化されるとともに、就労準備支援や家計改善支援など各事業の拡充・強化や体制の整備に向けて大きく前進しました。

本年10月の改正法施行に伴い、本市においても制度をさらに拡充・強化し、支援を必要とする人たちが相談・支援につながるよう体制を整備していくことが必要です。

そのためにも、官民による幅広い協働ネットワークと地域の総合力で同事業を進めることが重要であり、当協議会としても、私どものライフサポートセンターや関係組織との連携及び協力関係をつくっていければと考えております。

また、生活困窮者支援と貧困をなくす取り組みは車の両輪です。本年10月からの生活扶助基準の大幅な引下げに伴い、連動する様々な制度や施策にも影響を与えることから、住民生活の低下や不安を招かないような対応が求められます。

つきましては、市民生活に関わる社会的セーフティーネット構築に向けて、以下の内容を申し入れますので、一層努力頂きますよう要請いたします。

記

1. 生活保護基準の見直しに伴う住民生活への影響への対応

本年10月からの生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響については、国においても「できる限り、その影響が及ばないように対応する」（本年1月19日閣僚懇談会確認）としていることを踏まえ、同基準に準拠する社会保障制度や就学援助などの諸制度については、地方単独事業も含めて従前と同水準の支援を堅持するなどの措置を講ずること。また、管内の市町村に対しても、引き下げに伴う住民生活への影響を最小限にとどめるよう周知徹底を行うこと。

2. 生活困窮者自立支援事業の拡充・強化と体制整備

- ①改正法に定められた基本理念に基づき、社会的孤立や経済的困窮などの複合的な課題を抱えて支援を必要とする人たちに対し、生活困窮者自立支援制度が着実にその役割と機能を果たすよう、改正の趣旨及び目的について関係者や住民への周知・啓発を徹底すること。
- ②支援が必要な人たちをできるだけ早期に適切な支援につなげ、断らない相談を実践するため、十分な支援員等の人員配置や体制整備を行うとともに、そのために必要な予算を確保すること。
- ③改正法により就労準備支援事業、家計改善支援事業が努力義務化され、国が今後3年間で集中的に実施体制の整備を進めることを受けて、府内全ての地方自治体において両事業が完全に実施されることを目指して取り組むこと。また、一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業も含め、各任意事業の実施率を高めつつ、地方自治体間格差を是正し、全体的な底上げをはかること。
- ④改正法により、都道府県による市等への支援事業が創設され努力義務化されたことを受けて、市としての役割やイニシアティブを発揮し、職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりなどの支援を強化すること。とりわけ、家計改善支援など専門性が求められる事業については、広域的事業の実施も含めて自治体間の調整や支援を行うこと。
- ⑤支援対象者の社会参加や就労体験・訓練の場をより多く確保し、地域で支える体制をつくるため、認定就労訓練事業者に対する経済的インセンティブ（優先発注、税制優遇、立ち上げ支援等）の活用や支援ノウハウの提供など、受け皿となる団体や企業が取り組みやすい環境を整備すること。とりわけ、改正法で「就労訓練の認定事業者への受注機会の増大」が努力義務化されたことを踏まえ、関係部局が連携し、自治体における優先発注の取り組みを促進すること。
- ⑥生活困窮者自立支援事業は「人が人を支える」制度であることに鑑み、制度を担う相談員・支援員が一生の仕事として誇りを持って働けるよう雇用の安定と処遇の改善をはかるとともに、研修の充実などスキルの向上を支援するための必要な措置を講ずること。
- ⑦生活困窮者自立支援事業の委託契約に当たっては、事業の安定的運営やサービスの質の向上、利用者との信頼関係に基づく継続的な支援、人材の確保やノウハウの継承をはかる観点から、価格競争や単年度実績でのみ評価するのではなく、一定期間事業を委託した結果として得られた支援の質や実績を総合的に判断すること。
- ⑧支援効果の評価にあたっては、経済的自立（就労）のみならず、日常生活や社会生活における自立も含め、支援の段階に応じて適切に評価すること。また、子どもの学習・支援にあたっては、居場所づくりや生活面も含めた包括的な支援を行うこと。

以 上